

令和6年11月8日（金）午後2時

大阪広域水道企業団
経営管理部 総務課
電話 06-6944-6045（直通）
議会事務局
電話 06-6944-6045（直通）

令和6年第3回大阪広域水道企業団議会11月定例会
及び11月議員全員協議会の開催について

令和6年第3回大阪広域水道企業団議会11月定例会及び11月議員全員協議会を下記のとおり開催いたしますので、お知らせします。

記

1 日 時

令和6年11月15日（金）

- （1）11月議員全員協議会 午後0時30分から
- （2）11月定例会 午後1時から

2 会 場

国民會館大阪城ビル 12階 大ホール
大阪市中央区大手前二丁目1番2号

3 議 題

- （1）11月議員全員協議会
 - 議事日程等
- （2）11月定例会
 - 付議事件
企業長提出議案（議案3件、報告4件《別紙「提出予定議案」参照》）
 - 諸般の報告
監査委員報告1件《別紙「提出予定議案」参照》

4 傍聴の取扱いについて

- 傍聴席は一般席と報道関係者席に分かれます。
- 会議当日、会場前で、午後0時から先着順で受付を行います。

5 取材に関する留意事項

- 取材を希望される方は、必ず受付を済ませてください。受付は、会場前で、午後0時から開始します。

- 記者及びカメラマンは、必ず自社腕章又は関西写真記者協会統一腕章を見えやすいところに着用してください。腕章の着用がない場合、取材いただけない場合がございますので、ご注意ください。
- 取材時は、企業団職員の指示、誘導に従ってください。

大阪広域水道企業団議会11月定例会 提出予定議案（概要）

○議案

| 番号 | 名称 | 概要 |
|-------|--|--|
| 第1号議案 | 大阪広域水道企業団水道事業統合促進基金条例及び大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例一部改正の件 | <p>○令和6年4月1日付けで、水道行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省が所管していた生活基盤施設耐震化等交付金の一部が、国土交通省が所管する社会資本整備総合交付金に移行されたため、大阪広域水道企業団統合促進基金条例について所要の改正を行う。（第1条） ・水道法施行令及び同法施行規則が一部改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格が見直されたことに伴い、大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例について所要の改正を行う。（第2条） <p>○施行期日 第1条 公布の日 第2条 公布の日及び令和7年4月1日</p> |
| 第2号議案 | 令和5年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件 | <p>○地方公営企業法の規定に基づき、令和5年度の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道用水供給事業に係る未処分利益剰余金10,093,564,477円のうち、3,093,092,283円を減債積立金、151,128,430円を水道事業統合促進積立金、1,800,675,475円を利益積立金として積み立て、5,048,668,289円を資本金に組み入れる ・市町村域水道事業に係る未処分利益剰余金2,667,849,832円のうち、436,561,447円を減債積立金、285,917,726円を建設改良積立金、190,948,378円を利益積立金として積み立て、1,668,078,143円を資本金に組み入れることについて議決を求めるもの。 |
| 第3号議案 | 令和5年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分の件 | <p>○地方公営企業法の規定に基づき、令和5年度の工業用水道事業に係る未処分利益剰余金2,765,787,187円のうち、815,134,263円を減債積立金、1,273,137,623円を利益積立金として積み立て、677,515,301円を資本金に組み入れることについて議決を求めるもの。</p> |

○報告

| 番号 | 名 称 | 概 要 |
|---------|---------------------------------|--|
| 第 1 号報告 | 令和 5 年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件 | ○地方公営企業法の規定に基づき、令和 5 年度の水道事業会計の決算について報告する。 |
| 第 2 号報告 | 令和 5 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件 | ○地方公営企業法の規定に基づき、令和 5 年度の工業用水道事業会計の決算について報告する。 |
| 第 3 号報告 | 令和 5 年度決算に基づく資金不足比率報告の件 | ○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、令和 5 年度の決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。 ・水道事業会計、工業用水道事業会計ともに資金不足額なし ・経営健全化基準 20% |
| 第 4 号報告 | 債権放棄報告の件 | ○大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例の規定に基づき、令和 5 年度に放棄した債権について報告する。 |

○監査委員報告

| 名 称 | 概 要 |
|----------------------|--|
| 例月現金出納検査の結果に関する報告の提出 | ○地方自治法の規定に基づき、例月現金出納検査を執行した結果の報告を提出する。 |